

《別紙》 申告書作成用計算用紙

【資料① 給与所得の計算表】

給与収入金額の合計（申告書表面の力の金額） (A)

給与収入額（Aの額）	給与所得の計算	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 = (B) (千円未満切り捨て)	(B) × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		(B) × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B) × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円	

給与所得の金額 (A1)	円
-----------------	---

給与所得(A1)と公的年金に係る雑所得(資料②B1)の合計が10万円を超える方は、所得金額調整控除(A2)を計算し、給与所得から控除してください。上記に該当しない方は(A1)を「2所得金額」の⑥に記入してください。

所得金額調整控除(A2) = A1(10万円以上なら10万円) + B1(10万円以上なら10万円) - 10万円	円
---	---

所得金額調整控除 (A2)	円
------------------	---

(所得金額調整控除後の給与所得) = A1 - A2	円
-------------------------------	---

こちらを申告書「2所得金額」の⑥に記入してください。

【資料② 公的年金等に係る雑所得の計算表】

公的年金の収入金額（申告書表面1のキの金額） (B) 円

公的年金に係る雑所得以外<sup>①</sup>の所得に係る合計所得 (C) 円

	(B)の金額	割合 (D)	(E)		
			(C)の金額が		
			1,000万円以下	1000万円超、2000万円以下	2,000万円超
昭和34年1月2日以後生まれの方	0円～1,300,000円	×100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,001円～4,100,000円	×75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	×85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	×95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,001円以上	×100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
昭和34年1月1日以前生まれの方	0円～3,300,000円	×100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,001円～4,100,000円	×75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	×85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	×95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,001円以上	×100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

(B1) (公的年金等に係る雑所得) = (B) × (D) - (E) こちらを申告書「2所得金額」の⑦に記入してください。	円
---	---

○太陽光発電設備による売電収入の申告について

自宅や土地に太陽光発電設備を設置し、発電による電力を電力会社に売却している方が増えています。売電収入は、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には「事業所得」、個人が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には「雑所得」として所得税・住民税の課税対象になります。

○事業所得と雑所得の区分について

令和4年10月7日付で国税庁から、「事業所得(営業・農業)」と「雑所得」の範囲について明確にする通達がありました。帳簿書類の保存の有無等で、「事業所得」か否かを判断することになります。

帳簿の保存をしている場合であっても、次の場合は事業所得と認められない可能性があります。

- ①その所得の収入金額が僅少(収入が主たる収入の10%未満)と認められる場合
- ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

【資料③ 生命保険料控除額の計算表】

(a) 新契約保険料用控除額の計算		(b) 旧契約保険料用控除額の計算			
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額		
0円～12,000円	支払保険料の全額	0円～15,000円	支払保険料の全額		
12,001円～32,000円	支払保険料 ×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料 ×1/2+7,500円		
32,001円～56,000円	支払保険料 ×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料 ×1/4+17,500円		
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律 35,000円		
生命一般の保険料	申告書表面3の⑮ 「新生命保険料の計」	(A) 円	申告書表面3の⑮ 「旧生命保険料の計」	(B) 円	(ア)+(イ)=(ウ) 円 (最高28,000円)
	(A)を(a)の式で 計算した金額	(ア) 円 (最高28,000円)	(B)を(b)の式で 計算した金額	(イ) 円 (最高35,000円)	(イ)と(ウ)のいずれか 大きい金額 (エ) 円
個人年金保険料	申告書表面3の⑮ 「新個人年金保険料の計」	(C) 円	申告書表面3の⑮ 「旧個人年金保険料の計」	(D) 円	(オ)+(カ)=(キ) 円 (最高28,000円)
	(C)を(a)の式で 計算した金額	(オ) 円 (最高28,000円)	(D)を(b)の式で 計算した金額	(カ) 円 (最高35,000円)	(カ)と(キ)のいずれか 大きい金額 (ク) 円
介護医療保険料	申告書表面3の⑮ 「介護医療保険料の計」の 金額	(E) 円			(ケ)の金額 (ケ) 円
	(E)を(a)の式で 計算した金額	(ケ) 円 (最高28,000円)			生命保険料控除額(エ)+(ク)+(ケ) こちらを申告書「4所得から差し引かれる 金額」の⑮に記入してください。

【資料④ 地震保険料控除額の計算表】

\* 1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。

地震保険料		旧長期損害保険料	
申告書表面3の⑮の 「地震保険料の計」の金額	(F) 円	申告書表面3の⑮の「旧長期 損害保険料の計」の金額	(H) 円
(F) × 1/2	(G) 円 (最高25,000円)	(H)が5,000円以下の場合 …(H)の金額 (H)が5,001円以上の場合 …(H) × 1/2 + 2,500円	(I) 円 (最高10,000円)

地震保険料控除額 (G) + (I)	円
こちらを申告書「4所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。	(最高25,000円)

【資料⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除額の表】

あなたの合計所得 (J) \_\_\_\_\_ 円      配偶者の合計所得 (K) \_\_\_\_\_ 円

※あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は控除対象外です。

控除の種類	(K)の金額	(J)の金額		
		9,000,000円以下	9,000,001円 ～9,500,000円	9,500,001円 ～10,000,000円
配偶者控除	480,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	配偶者が70歳未満の場合 配偶者が70歳以上の場合	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者 特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,001円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,001円	30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円以上	0円		

配偶者控除 / 配偶者特別控除	円	こちらを申告書表面4の⑳～㉔に記入 してください。
-----------------	---	------------------------------

例：あなたの合計所得900万円以下、配偶者の合計所得80万円の場合  
配偶者特別控除が330,000円      この控除額を申告書表面4の⑳～㉔へ記入します。